

議員提出議案第 2 号

平成 23 年 9 月 30 日

逗子市議会議長 岡 本 勇 殿

逗子市議会議員

同

逗子市社会福祉法人の助成に関する条例の制定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条第 2 項逗子市議会会議規則（昭和 43 年逗子市議会規則第 3 号）第 14 条の規定により、別紙のとおり提出する。

(別紙)

逗子市社会福祉法人の助成に関する条例(案)

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条第1項の規定に基づく社会福祉法人（以下「法人」という。）に対する助成について、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成)

第2条 市長は、必要があると認めるときは、法人に対し、予算の範囲内において、助成を行うことができる。

(助成の範囲)

第3条 法人に対する助成は、規則の定めるところにより行うものとする。ただし、土地又は建物の貸付等については、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年3月24日逗子市条例第15号）の定めるところによる。

(交付手続)

第4条 助成を受けようとする法人は、次の各号に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付要望書
- (2) 補助を受ける事業の計画書及び収支予算書
- (3) 財産目録及び貸借対照表
- (4) その他市長が必要と認めたもの。

2 前項に規定する補助金の交付の手続きについては、逗子市の補助金の交付要望及び予算の執行に関する規則（平成3年11月1日逗子市規則第16号）の規定を適用する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、交付の日から施行する。

(提案理由)

社会福祉法第58条第1項に規定する社会福祉法人に対する助成に関する条例を定めていなかった不備があり、法令を遵守すべく、速やかに不備を解消するために、制定の要あるため提案する。